

第 6645 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 22日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 災害に関する税務

Q：東日本大震災から10年、また大きな地震がありました。災害に関する税務の取扱いはどのようになっていますか？

A：次のようになっています。

【解説】

災害に遭ったときの税務は、次のようになっています。

【災害により滅失・損壊した資産等の取扱い】

法人又は個人事業者の有する資産が被災し、次のような損失又は費用が生じたときは、その損失又は費用の額は、損金の額に算入されます。

- ①商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が、災害により滅失又は損壊した場合の損失
- ②損壊した資産の取壊し又は除去のための費用
- ③土砂その他の障害物の除去のための費用

【復旧費用の取扱い】

被災資産について支出する費用は、次のように取り扱われます。

- ①原状回復費用は、修繕費となります。
- ②被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。
- ③資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

